

令和8年度都道府県著作権事務担当者講習会

# 著作物の正しい利用 (新聞記事等の複製利用を中心に)



---

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局長 林 宏之



# はじめに

○このコマでは、行政に携わる皆様が普段の情報収集・共有において著作物を取り扱う際にありがちな事例を主として新聞記事を例にご紹介します

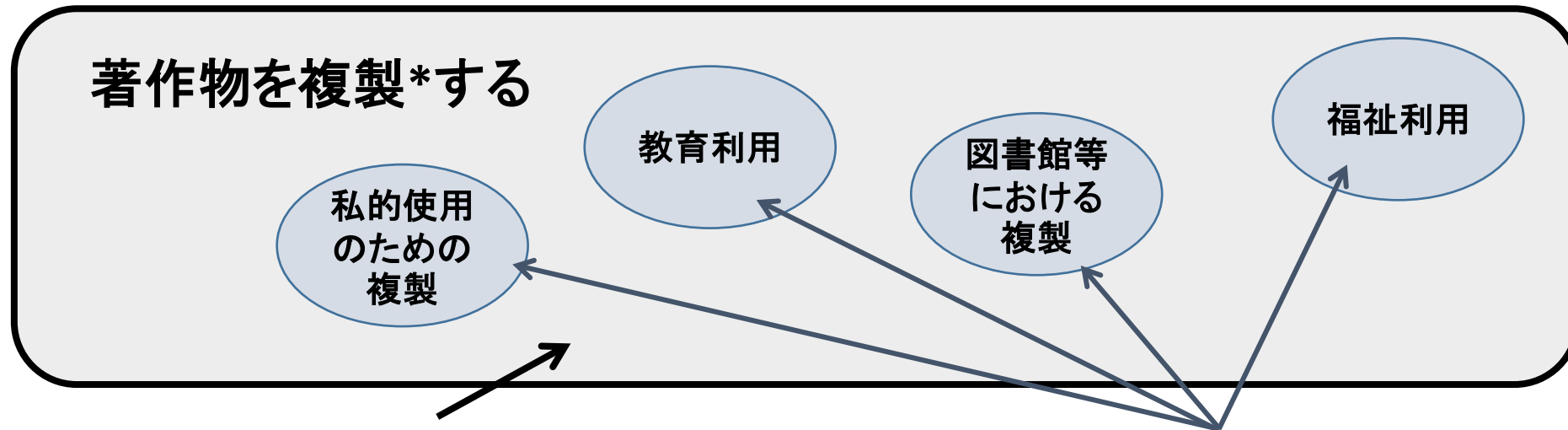
○併せて適法かつ安全に著作物を複製利用するための手続きについてもご紹介します

# 1. 著作物を利用するための基本

- ☑ 著作権は排他的・独占的権利
- ☑ 著作権は、複製等の利用行為について、原則として、権利が働く
- ☑ 「権利が働く」とは、利用に当たっては、著作権者の許諾が必要ということ

## 2. 原則と例外（著作権の制限：複製権を事例に）

「第21条 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する」とありますが、例外（＝無許諾で複製利用できる）もあります



\*著作物を  
有形的に  
複製すること

**著作権者の了解(許諾)が必要**

**著作権者の了解は不必要**

★著作権法では、書籍、雑誌、音楽、ソフトウェアなどを複製する行為は、原則著作権者の了解が必要としたうえで、公益、社会慣行など著作権者の利益を不当に害することがない場合は著作権が働かないこととし、自由利用を認めている（著作権の制限＝「権利制限」）

# Q1 業務用の利用は私的使用のための複製(30条)といえますか？

## 私的使用のための複製【30条】

### 【原則】

#### 1 私的使用目的

\* 個人又は家族若しくは家族に準じる範囲内での使用を目的

#### 2 使用する者が複製

\* 業者に委託して複製するのは対象外

【例外】 業者の設置機器でコピー、技術的保護手段の回避コピー  
違法サイトからのダウンロード

社員の執務参考資料として出版物  
を複製するのは「私的使用目的」？

業務に使用するためであれば、  
「私的使用目的」とはいわない  
(通説・判例)

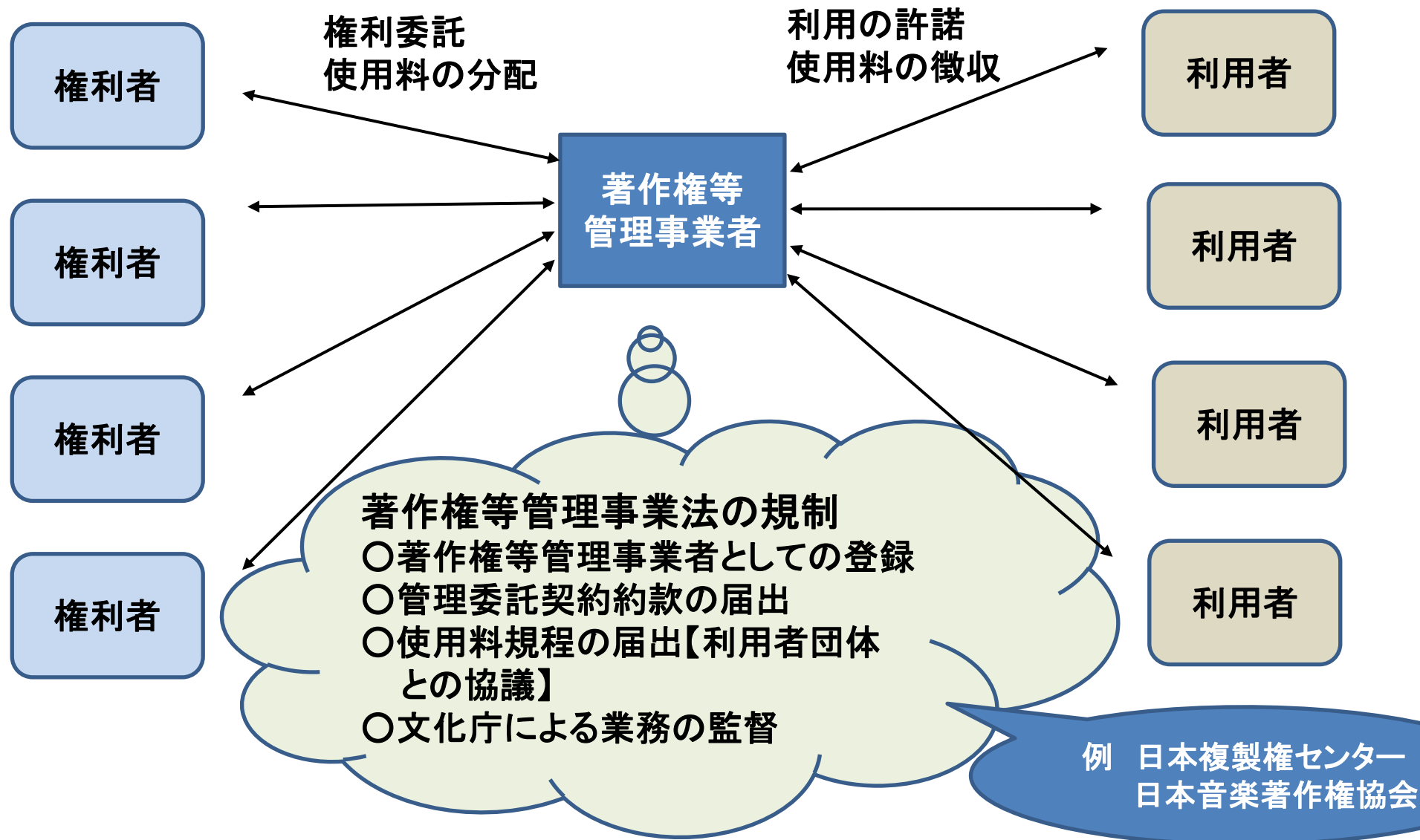
## Q2 執務参考資料にするための複製は、立法又は行政目的の複製に該当しますか？

### □42条1項

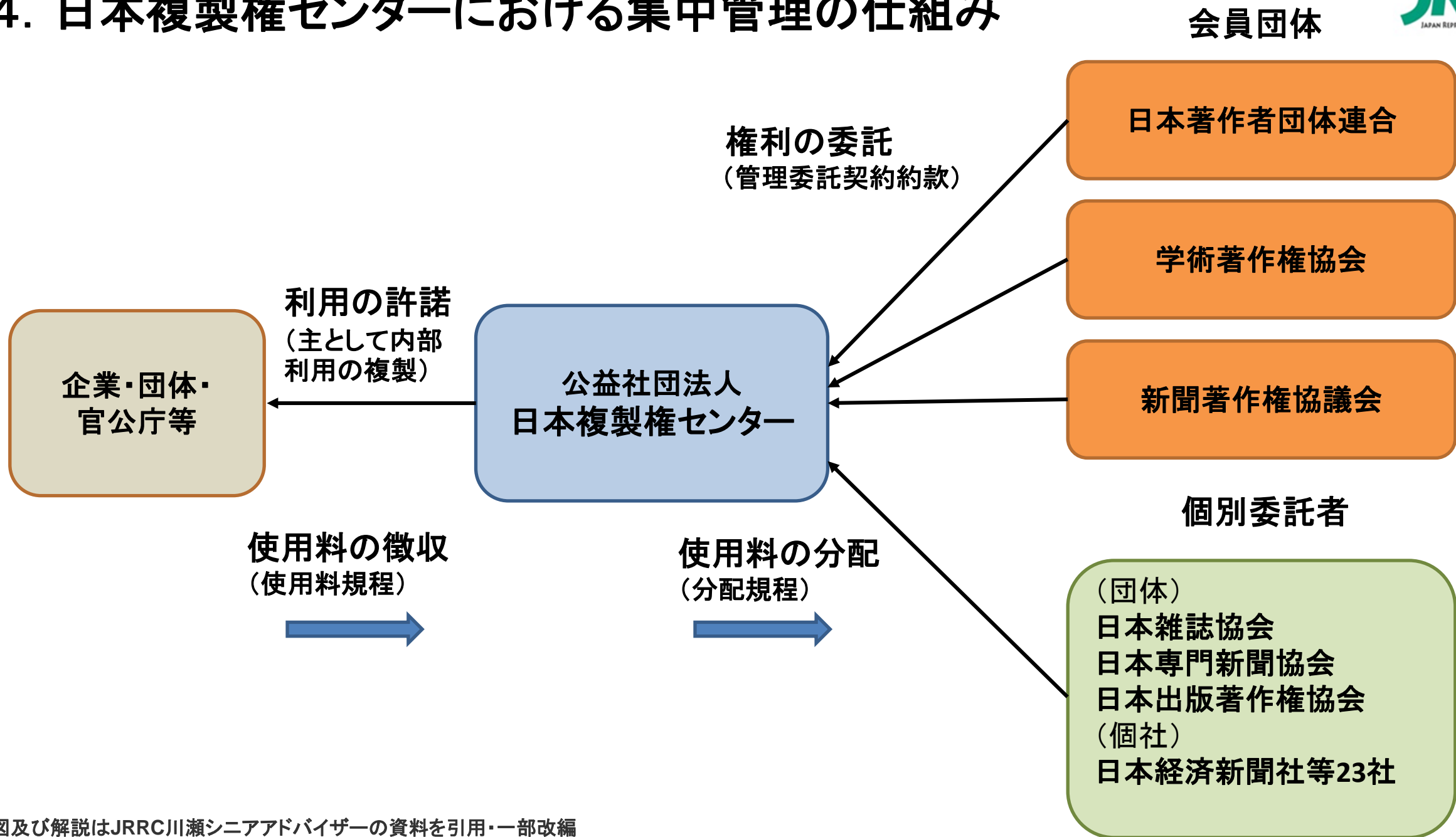
著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

行政目的とは所管事務を遂行に関し国家意思等を決定し行使するうえにおいて必要な場合に限り、例えば官公職員の執務参考資料としての利用は認められない(通説)(加戸守行著「著作権法逐条講義」より要約)




### 3. 著作権の集中管理制度の仕組み



# 4. 日本複製権センターにおける集中管理の仕組み



# 著作権等管理事業者のうち 主に出版物の複製権を集中管理している団体

著作権等管理事業者名 (文化庁登録順*)	組織概要	主な管理著作物 (出版物)	備考
公益社団法人日本複製権センター(JRRC) 	新聞、雑誌、学術論文、書籍、写真、美術、文芸等の複製権等を管理する著作権等管理(学術論文は一般社団法人学術著作権協会を通じた管理委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌、その他書籍等及び学術論文</li> <li>・出版物に含まれる写真、美術、文芸等</li> </ul>	海外著作物は英国NLAと相互管理契約を締結して2026年4月より取り扱いを開始済(英国の新聞や雑誌の複製が可能に)
一般社団法人学術著作権協会(JAC) 	日本工学会、日本歯科医学会、日本農学会、日本薬学会、日本医学会を設立母体とする著作権等管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内約830団体の学術雑誌・学術出版物等</li> <li>・海外の国・地域の著作物</li> </ul>	双務協定を結ぶ国外の団体を通じ、海外の学術著作物のほか一般書籍や新聞、雑誌、写真等の利用が可能
一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY) 	7つの出版団体によって構成・運営される著作権等管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業出版約350者の出版物等</li> <li>・主に人文社会科学系及び自然科学系の分野</li> <li>・海外の国・地域の著作物</li> </ul>	双務協定を結ぶ国外の団体を通じ、海外著作物の複製利用等許諾が可能

## 5. 職場における著作物の複製利用について

スライド11と12に業務における情報収集と共有で行われることの多い事例を挙げていますので、どのような行為が問題となるのか考えてみてください。

後半のスライドで適法に利用できる方法をお伝えします。

※大前提として、新聞社や出版社は、新聞や出版物を皆さんに広く読んでいただき、情報を有効に活用いただきたいという思いを持っています。同時に、コストをかけて発行した著作物が正しく利用されないことには強い危機感を感じています。

# 職場での著作物の利用で著作権法上の問題となるのは？

- ① 職場で購読している新聞の記事を(切り抜いて)回覧した
- ② 個人が買った新聞の記事を(切り抜いて)回覧した
- ③ ①または②の新聞の記事をコピーした
- ④ ①または②の新聞の記事をPDFやJPEG形式で複製して保存した
- ⑤ インターネット上の新聞の記事をPCやスマホでスクショ、コピペした

# 職場での著作物の利用で著作権法上の問題となるのは？

- ⑥ ④または⑤で保存したデータを同僚にメールで共有した
- ⑦ ④または⑤で保存したデータを職場のイントラネットで共有した
- ⑧ ③でコピーした新聞記事をドッチファイルにファイルし保存した
- ⑨ ⑥や⑦で共有した新聞記事のデータをPCやイントラネット上に保管した
- ⑩ ⑧または⑨で保管していた新聞記事(のデータ)を組織外の方に共有した

# 職場での著作物の利用で著作権法上の問題となるのは？

前ページの設問は、JRRCによく問合せがあるものです。

☑職場の新聞を切り抜いたら、後で読もうと思った同僚にとっては  
迷惑かもしれませんが、著作権法上は問題ありません

☑個人で買った新聞の記事を回覧しても、同様に問題ありません

☞著作権法上問題になるか否かの線引きは、

「**新聞の記事を複写・複製**」しているか？

そしてそれを「**どのように共有**」しているか？ がポイントとなりますが、

前ページの**③**以降は、⑧を除き、**無許諾の場合にはすべて権利侵害**  
となります

↑③の許諾を受けていることが前提

次ページ以降で関係する著作権法の条文を見て確認しましょう！

# 職場での著作物の利用で著作権法上の問題となるのは？

## ☑新聞記事を無許諾で複写・複製

☞ 著作権法では「複製権」という権利が規定されており、著作権者に無断で「複写・複製」を行うと複製権を侵害していることとなります

## ☑無許諾で共有

☞ 著作権法では「公衆送信権」という権利が規定されており、著作権者に無断で「公衆送信」を行うと公衆送信権を侵害していることとなります

## (参考) 公衆送信権とは？

「公衆送信」、「自動公衆送信」、「送信可能化」って、条文に書いてあることがとってもわかりづらいですね

要すれば、『PDF形式等に複製したものをEメールに添付して送信すること』及び『インターネットやイントラネットのサーバーにデータをアップロードして、不特定多数の人々がいつでもアクセスできるように状態にしておくこと』と理解してください

☑「**公衆送信権**」とは？（著作権法第23条）

☞『著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。』と規定されています

# 組織内での著作物の複製利用をご確認ください

知らないうちに組織内で著作権侵害が発生しているかもしれません・・・

社会

## TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎=東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）

本紙記事コピー 契約締結せず PDF化し共有  
松山市企画戦略課  
松山市の企画戦略課で、愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。市は、日本複製権センター（JRRC、東京）と「複製物の複製を目的としない著作物の複製」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含めた新聞などを小部分、少量コピーすることは認められている。ただし、PDF化して組織内で共有することは認められていない。また、PDFには、複製の契約と併せて電磁的複製の契約を簡易にしなければならぬ。市は結んでいなかった。センターによると、電磁的複製の契約で許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリッピング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複製（アナログ複製）と電磁的複製（デジタル複製）の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用

①つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。  
（2022年10月／2023年6月8日に知財高裁判決も出ている）

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。  
（是正済）  
（2023年2月）

## 蒲郡市、中日新聞記事などPDF化し無断共有 職員間で10年余

2024年7月26日 05時10分 (7月26日 05時11分更新)



蒲郡市役所

愛知県蒲郡市が、許諾を得ずに中日新聞などの新聞記事コピーをPDF化し、職員向けのイントラネット（通信網）で共有する著作権侵害の疑いがある行為を、10年余り続けていたことが分かった。

同市秘書広報課によると、2014年度から市に関する全国紙、地元紙、業界紙の8紙の記事のスクラップを記録用にPDF化し、職員閲覧用として共有フォルダーに保存していた。記事は事務系職員約400人のパソコンのほか、消防署、保育園、市民病院などの共有パソコン約200台で閲覧可能だった。

「著作権侵害にあたる」との内部通報を受け、市は25日、記事の閲覧を停止した。同市は「市に関する記事は職員全体で共有しようという狙いだった。著作権侵害の認識はなかった」としている。今後、職員には部署などにある新聞を直接閲覧してもらうという。

新聞紙面や新聞社が運営するウェブサイトに掲載された記事や写真を私的利用の範囲を超えて利用する場合、著作物使用申請をし許諾を得て、著作権料を支払うなどの必要がある。

東京新聞記事を無断で社内ネットワークに掲載して利用したとして、発行元の中日新聞社がつくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京都）を訴えた訴訟では今年4月、同鉄道の著作権侵害と賠償責任を認める判決が確定している。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長の話 記事や写真は貴重な知的財産であり、法令を順守すべき行政機関が長期間、組織的に無断使用したのは許されることではない。

- ③愛知県蒲郡市が許諾を得ずに新聞記事のコピーをPDFし、同市職員用のイントラネット上で共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。  
(2024年7月)

## 毎日新聞が蒲郡市を提訴 記事をネットで無断共有、著作権侵害と主張

社会 | 速報 | 事件・事故・裁判 | 東京 | 愛知 | 関東 | 東海

毎日新聞 | 2025/11/6 18:00 (最終更新 11/6 18:01) [English version](#) 1307文字



東京地裁および東京高裁が入る庁舎 = 東京都千代田区で2019年5月10日午後4時28分、米田堅持撮影

毎日新聞の記事980件を市役所などの内部ネットワーク（イントラネット）に無断で共有したとして、毎日新聞社は6日、愛知県蒲郡市に約2200万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。共有された記事を多数の職員が閲覧できる状態が10年以上続いていたとし、著作権が長期にわたり侵害されたと主張している。

著作権法は、著作者の許諾を得ずに、著作物を複製したり、インターネット上で共有したりする行為を禁じている。市は当初、著作権侵害の疑いを認めていたが、その後の協議で違法性を否定するようになったため提訴に至った。

<https://mainichi.jp/articles/20251106/k00/00m/040/272000c>

③愛知県蒲郡市の著作権侵害の疑い事例の続報。毎日新聞と読売新聞がそれぞれ提訴に踏み切った。毎日新聞の記事（2025年11月）

訴状によると、市は遅くとも2012年以降、新聞記事をPDF化したデータを内部ネットワークの共有フォルダーにアップロードするようになった。データは市役所や消防署、市民病院などで使われていた市所有のパソコン計約1000台で閲覧することができたとしている。

蒲郡市は24年7月、内部通報を受けて鈴木寿明市長が毎日新聞中部本社（名古屋市）を訪れて謝罪した。謝罪文には「著作権法に対する理解認識が不十分だった」などと記載されていた。しかし、市は約3カ月後、代理人弁護士を通じて著作権侵害には当たらないと毎日新聞に通知。共有された記事数との問い合わせにも回答を拒否した。

著作権法には行政の目的のために必要と認められる場合には許諾なしに著作物の複製や共有を認める除外規定がある。毎日新聞は訴状で、蒲郡市の事務遂行と無関係な記事も共有されていることなどから除外規定は適用されないと主張。記事の無断利用に関する社内規定に基づき請求額を算定した。

新聞記事の無断共有を巡っては、社内の電子掲示板で日本経済新聞社と中日新聞社の記事を全従業員が閲覧できる状態にしていたとして、つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）に計約829万円の賠償を命じた2件の判決が23、24年に確定している。この訴訟で、知財高裁は「新聞記事には表現の工夫があり、無断共有は著作権侵害が認められる」との判断を示した。

蒲郡市は「訴状が届いていないのでコメントできない」とした。

## 毎日新聞社社長室広報ユニットの話

新聞社にとって、記事は最も重要なコンテンツであり、貴重な知的財産です。法令を順守すべき行政機関が著作権を侵害していた行為は極めて遺憾です。訴訟で市の法的責任を明らかにしてまいります。

## 読売新聞も提訴

読売新聞社の東京、大阪、西部各本社も6日、記事849件を内部ネットワークで無断共有されたとして、愛知県蒲郡市に約6100万円の賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。

読売新聞は、蒲郡市は少なくとも2024年までの約12年間、職員ら1200人超が共有された記事を閲覧できる状態にしていたと主張。市長から法令順守を徹底するとの考えが示された3カ月後、市は代理人弁護士を通じて「著作物に該当しないものも含まれる」などと著作権侵害を否定する見解を示してきたという。請求額は同社の規定で算定した。

読売新聞グループ本社広報部は「蒲郡市による記事の無断利用や責任を否定する対応を看過できないことから提訴した」とコメントした。

### ③愛知県蒲郡市の著作権侵害の疑い事例の続報。毎日新聞と読売新聞がそれぞれ提訴に踏み切った。読売新聞の記事（2025年11月）

## 本社、愛知県蒲郡市を提訴

### 6100万円賠償求め「記事を無断利用」

愛知県蒲郡市が読売新聞「市は少なくとも2012年」の記事を無断で複製し、職員向けのインターネットで共有して著作権を侵害したとして、読売新聞東京本社、大阪本社、西部本社の3社は6日、同市に計約6100万円の損害賠償を求め、訴訟を東京地裁に起こした。

読売新聞社は訴状で、同

市は昨年7月、読売新聞を含む全国紙や地元紙、業界紙など8紙に掲載された記事を無断で共有していたことを認め、同月25日をもって閲覧できないようにした。鈴木寿明市長が同月26日、読売新聞に対して、「著作権に関する認識が不十分だった」と謝罪し、令順守を徹底する考えを書面以示した。

ところが、同市は昨年10月、「著作権法では、行政目的のための内部資料として必要な範囲内で著作物の複製が認められている」などとして、著作権侵害を否定していた。提訴については、同市は「訴状を見ていないのでコメントできない」とした。

一方、毎日新聞社も6日、記事計980件を同様に無断利用されたとして、同市に約2200万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。

読売新聞グループ本社広報部の話「本紙の記事は読売新聞社の著作物で、利用するには読売新聞社の許諾が必要です。蒲郡市による記事の無断利用や責任を否定する対応を看過できないことから提訴しました」

## 愛知県蒲郡市に対する訴訟の提起について

株式会社朝日新聞社（代表取締役社長・角田克、以下「当社」）は11月20日、愛知県蒲郡市が当社の記事を無断で複製し、職員向けイントラネットで共有したことが著作権侵害にあたるとして、同市に対し損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

### 提訴に至る経緯

2024年7月、愛知県蒲郡市のイントラネット上で複数の新聞社の記事が無断利用されているとする内部通報が同市にあり、同月、鈴木寿明市長から当社に対して「著作権法に対する理解認識が不十分だった」と謝罪がありました。

このため当社は、同市に対して無断複製・共有の実態調査とその報告を繰り返し求めたほか、当社の記事利用サービスの契約の意向を確認してきましたが、市側の回答はありませんでした。同市は、同年10月になって、代理人弁護士を通じて著作権侵害を否定。その後も無断複製・共有の実態について報告を求めましたが、市側が拒絶していました。

このような同市の対応を受け、当社は、著作権者としての権利を守り、報道機関としての信頼性を保つため、提訴しました。

### 当社の主張

同市は、少なくとも、2012年12月から2024年7月までの間、当社が著作権を有する新聞記事計1684件を複製して職員向けのイントラネットに無断でアップロードし、職員間で共有させており、当該行為は、著作権法21条の複製権や、同法23条1項の公衆送信権といった当社の著作権を侵害するものであるため、当社は著作権侵害による利用料相当額等の損害として約1億4621万円の賠償を請求しました。

### 朝日新聞社広報部のコメント

今回の提訴は、著作権者としての権利を守り、報道機関としての信頼性を保つための措置です。愛知県蒲郡市が、朝日新聞社の記事を無断複製・共有していた行為を許容することはできません。訴訟のなかで市の責任を明らかにしてまいります。

**③愛知県蒲郡市の著作権侵害の疑い事例の続報。朝日新聞、日本経済新聞、中日新聞が毎日新聞、読売新聞に続いてそれぞれ提訴した。**

**日経は約1億4,000万円、朝日は約1億4,600万円、中日は1億5,000万円の支払いを蒲郡市に対して求めている。**

**提訴済の毎日の約2200万円、読売の約6,100万円を合計すると総額5億1,900万円となる。**

**朝日新聞の声明（2025年11月）に訴訟に至る経緯の説明あり。**

<https://www.asahi.com/corporate/info/16170176>

# ☑ 民間企業における著作権侵害の事例（書類送検事例）



## 新聞など100社の記事1万3000本を無断で社内共有か コンサル会社代表ら書類送検

2025/5/30 13:02



警視庁

新聞や雑誌の記事を無断でコピーし、社員らが閲覧できる会社内の内部通信システムやメールで共有したとして、警視庁生活経済課は30日、著作権法違反（複製権の侵害）の疑いで、投資コンサルティング会社「ジェイ・ウィル・エックス」（東京都千代田区）代表の男（60）＝東京都港区＝と社員の男（43）＝荒川区、法人としての同社を書類送検した。起訴を求める「嚴重処分」の意見を付けた。捜査関係者への取材で分かった。

捜査関係者によると、男らは令和5年7月～6年10月、「産経新聞」「上毛新聞」「ザ・ファクタ」など新聞・出版5社の記事計16本を許諾を得ずに複製し、著作権を侵害した疑いが持たれている。容疑をおおむね認めているという。

社員の男らは日常の業務として、有料データベースなどのニュース記事の中から業務に関連するものをチェックして全文をコピーし、内部通信システムに掲載したり、メールの本文欄に貼り付けて送信したりして、グループ会社の社員ら約100人に共有していたという。主に社会や経済分野の記事を共有しており、社会情勢などを把握して投資やコンサルティングの業務に生かす目的だったとみられる。

令和5年以降、新聞、雑誌、テレビなど約100社の記事計約1万3000本を無断コピーして共有していたとみられる。



産経新聞社の見解は以下の通り。

「本紙を含む全国紙、地方紙、専門紙誌の記事が無断で日常的、継続的に利用されていたことは大変残念です。新聞記事は、著作権法が保護する知的財産です。適正な手続きを経た利用者の権利と公平性を守るためにも、関係者には、知的財産権の重みを認識し、コンプライアンス（法令順守）を徹底するとともに、今後は適切な利用を求めます。これからも、著作権を含むすべての知的財産が適切に守られ、創造性が相互に尊重される社会を目指します」

[> 記事の利用の仕方「理解が必要」と専門家](#)

## ④ 投資コンサルティング会社が産経新聞、上毛新聞等100社の記事13,000本を無断で社内共有していた件で書類送検となってしまった事例（2025年5月）

### 産経新聞URL

<https://www.sankei.com/article/20250530-DYECZY5O55K3BKBIEBM3DN2RHQ/>

### 及び

<https://www.sankei.com/article/20250530-HMEEGCAAJRKGJJFH5I6UQB6BZE/>

# ☑ 民間企業における著作権侵害の事例（書類送検事例）





## 記事を会社内で参考資料に、SNSで紹介… 専門家「利用の仕方の理解が必要」

2025/5/30 13:07

橋本 愛

記事の無断転載は違法となるケースがある

- 自分で見返すため、学校の授業などで利用するために複製  
→ 許諾不要 
- 許諾なく記事を複製して配る、交流サイト(SNS)にアップロードする  
→ 著作権侵害のおそれ 

記事を利用する際は

- 複製などをする場合は許諾を得る
- 引用の際は出典を明記し、本文内に必要な範囲で
- URLを貼り要約文を付けて紹介する方法も

※唐津真美弁護士への取材に基づく

記事の無断転載などの問題を巡っては近年、新聞記事を画像データ化し社内の内部通信システムに掲載していた鉄道会社に損害賠償を命じる判決が確定した他、記事をスクリーンショットして交流サイト（SNS）に繰り返し投稿していた男性が摘発されたケースなどがある。専門家は「記事の多くは著作物に当たり、利用の仕方を理解しておくことが大切」と話す。

> [産経新聞など100社の記事1万3000本を無断で社内共有か](#)

### 「私的使用」でなければ著作権侵害も

著作権問題に詳しい唐津真美弁護士によると、新聞や雑誌の記事は事故の発生など事実を並べた短いものを除き、多くは著作物に当たると考えられる。記事が著作物である場合、印刷、コピー、スクリーンショットは「複製」に当たり、基本的には許諾が必要になる。

許諾が不要なケースとして、個人で記事を見返せるようにコピーするなどの「私的使用」目的の場合がある。他にも学校などでの利用には特別なルールがあり、授業で教員や生徒が資料として記事を配るなどの場合は許諾は不要だ。

一方で、複製した記事を会社内やクライアントに参考資料として渡したり、SNSや社内の内部通信システムにアップしたりするなどの場合は、私的使用の範囲からは外れ、著作権侵害に当たるといえる。「複製した部分が記事の全文ではなく一部であっても、著作物と認められる内容であれば、問題ないとはいえない」と唐津氏は話す。

### 許諾を得るか、引用の形をとるか

記事を利用したい場合には許諾を得るか、「引用」の形をとる方法が挙げられる。例えば、取引先に渡す資料の本文中で「社会問題になっている〇〇にわが社はこう取り組んでいる」と説明する場合や、SNSなどで自身の意見や論評を述べる際に、出典を明記して必要な範囲で記事を引用することが可能だという。

本文が「主」、引用部分が「従」の関係であることがポイントといい、「主」の文章がない、まとめサイトは引用が成り立たない他、自身の意見に対して引用部分が大半を占めている場合などは注意が必要だという。

### 「無料記事か有料かは関係ない」

唐津氏は、記事を利用する際は、出版元や著作物の権利管理を行う「日本複製権センター（JRRC）」で複製の契約を行う▽引用の規定に沿う▽記事ではなくURLを貼り、簡単なタイトルとあらすじを付記する一などの使い方をすることが必要と説明。「記事が無料公開されているものか有料公開されているものかは関係なく、『無料記事だから大丈夫』『転載しても広告収入は得ていないから大丈夫』ではないと知っておくことが重要」と話している。（橋本愛）

©2020-2025 ©2020-2025 The Sankei Shimbun. All rights reserved.

（前スライド含め産経新聞2025年6月9日記事利用許諾取得済）

## JRRCに通報が入る場合もあります

- ⑤従業員数1万人規模の大企業で役員が新聞記事等をPDF化し、職員にメール送信した後にイントラネット上で保管していた事例（JRRCへの通報）  
→記事を複製されていた新聞社からの指摘によりデータをすべて削除となった

これ以外にも、JRRCには組織内で行われている著作物の無断利用についての通報や適正な複写・複製利用についての問合せが寄せられています。

JRRCは通報や問合せをいただいた後、速やかに新聞社や出版社に連絡を取り、事実関係の確認や是正措置に協力しています。

## 議員の皆さんがやりがちなこと・・・

### 広報や活動報告でよかれと思ってやってしまう事例(権利者の事前許諾が必要な例)

**☒X、インスタグラム、FB等に自身の活動が紹介された新聞記事等を掲載**  
→新聞記事の写真やPDFを掲載してコメントを入れている場合が多いですが、記事をすべて掲載することは引用を超える可能性が非常に高いため許諾が必要です。(スライド27の新聞協会の「引用」についての見解参照)

**☒支援者向けの活動報告に新聞記事等を掲載**  
→上記と同様に許諾が必要です。

※こうした事例に対して、新聞社から議会事務局に申し入れして、無断掲載を改めるよう求めたり、議員事務所に直接問合せしています。

もちろん官公庁が取材を受けて掲載された記事を利用する場合も同様です。

## (参考)引用について(著作権法32条1項)

引用(狭義)は、長年の社会慣行を踏まえた包括的な規定であり、次の3要件が必要(1項)

1 公表された著作物であること

2 公正な慣行に合致すること

3 報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲で行われるものであること

★明瞭区別性、主従関係については判例あり(パロディー事件最高裁判決(80.3.28))

★近時総合考慮説に基づく判例あり(絵画鑑定書事件知財高裁判決(00.10.31))

★原則「出所の明示」が必要

例 川瀬真「著作権法入門」(〇〇出版、2015) 〇頁

## (参考) 日本新聞協会の「引用」についての見解

日本新聞協会は1978年と1997年に見解を出しています。

[https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/780511\\_87.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/780511_87.html)

[https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106\\_86.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106_86.html)

同協会に確認したところ、上記見解は現在も変更はないとのこと。

特に「正当な範囲内かどうか」、「主従の関係にあるかどうか」等を踏まえると、新聞記事一本をすべて複製する場合は、引用の範囲を超える可能性が非常に高く、すべてを複製しない場合でも必要最小限の範囲を超えるなど要件を満たさない場合は引用の範囲を超える可能性があるとの見解。

→こうした適否はあくまで事例ごとに、個別に判断されるべきとの立場

## 複製権等の適切な利用のための許諾取得について

- ☑ここでは、業務目的で著作物を複製し、組織内で共有する行為を簡便かつ適法に行うための手続き等を説明します。
- ☑利用者の立場から**著作物利用の利便性を高めつつ、権利者の立場も守るために**著作権等管理事業法で著作物を集中管理する団体を通じ、使用料を徴収して許諾を出す仕組みが整えられています。
- ☞**新聞記事を複製して共有する場合に、どのように許諾を取得すればよいかを次ページ以降で概説します。**

※行政組織における複製利用についての説明がメインとなりますので、図中の『**権利制限**』は著作権法**第42条**（立法手続きについては**第41条の2**）を想定しています。

※**新聞以外の著作物（雑誌・書籍）については「クリッピング契約」に類似する契約はありませんので、出版社等の著作権者がJRRCに委託している許諾の範囲内で複製頻度に拘わらず複製利用が可能です。**

# 組織内における新聞記事の複製利用

## 内部利用

## 外部提供

著作権法第41条の2及び第42条『裁判手続及び立法又は行政の目的のための内部資料』とする場合

『権利制限』による複製

すべての職員が、単発的に新聞記事を複製する場合

JRRCとの『包括許諾契約』による複製

※外部の方が参加する官公庁主催の会議・打合せも内部利用です。

特定の部署の職員が高い頻度で反復的・継続的に新聞記事を複製する場合

各新聞社との『クリッピング契約』による複製

※新聞社に都度申請も可能ですが煩雑になります

各新聞社への個別の『事前申請』による複製

- 各新聞社に事前申請して許諾を得る必要あり。
- 各新聞社ホームページの『著作権・著作物の利用申請』等のリンクから申請要。



権利制限がある場合を除き、いずれの場合も権利者の許諾が必要であり、無断複製不可  
※著作権法第30条の『私的使用のための複製』は、業務目的の複製の場合は適用されません。

# JRRCの著作物複製利用契約と 新聞のクリッピング・サービスについて

新聞を複製する場合に必要な許諾契約のイメージは以下の通りです。

- **各部署・課**において、新聞の記事をそれぞれ週に1記事程度の頻度で複製して内部で共有している場合  
⇒ **JRRCの著作物複製利用契約の許諾の範囲内**となるため、事前かつ個別の許諾手続きなしに複製が可能（利用目的が異なれば部課ごとに複製可能）。
- **総務や広報担当**が毎朝新聞をチェックし、必要な記事を切り抜いてコピーし、役員・幹部職員、関係部署に配布している場合  
⇒ この場合、上記の契約に加えて複製の頻度や複製部数（配布人数）に応じた**各新聞社とのクリッピング・サービス契約**の締結が必要。



# 《JRRCの事業と許諾範囲について》



## 【管理委託範囲・利用許諾条件】

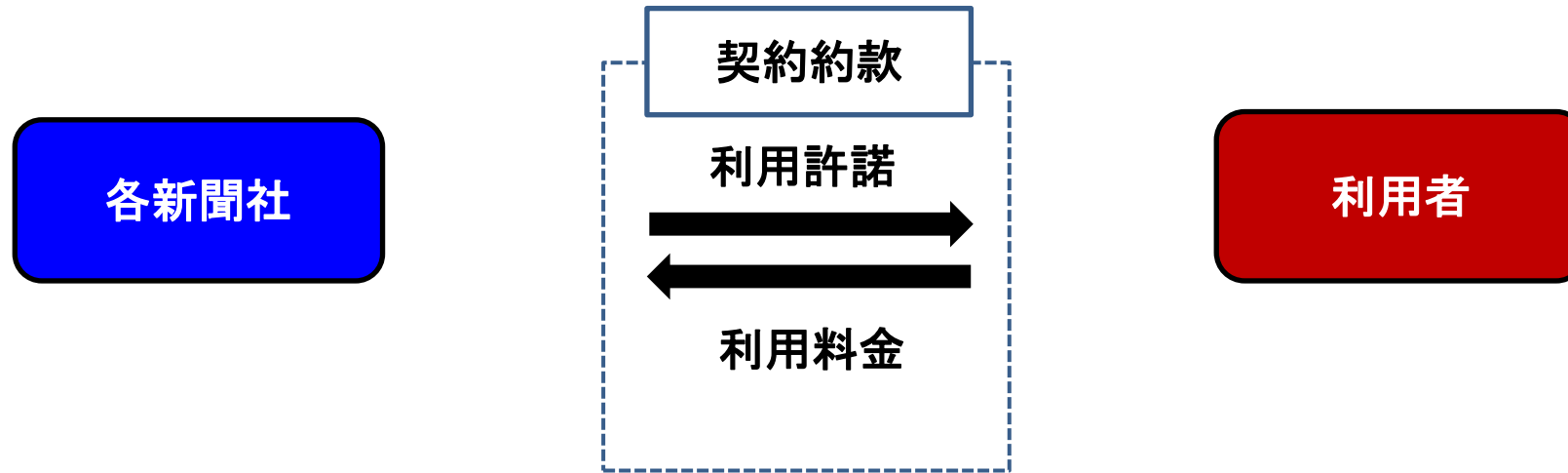
- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での紙から紙への複写、電磁的複製(及びファクシミリ送信)であること
  - (②～④)については選択的に委託することも可能)
    - ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
    - ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
    - ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
    - ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)
- (3)対象範囲が少範囲・少部数・小規模であること

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課(組織の規模により単位は異なる)それぞれが、ここにお示した範囲内での複製が可能です。

※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写30部以内、電磁的複製40人までの共有であること。

# 《新聞社のクリッピング契約と許諾範囲について》



○クリッピング契約は**各新聞社と利用者との個別契約**になります。(地方紙11社はJRRCが契約代行業務を請け負っています:  <https://jrcc.or.jp/clipping/>)

○**許諾範囲(利用形態や利用条件)、期間、料金は新聞社により異なります**ので個別にお問合せください。

許諾範囲については、一般的には新聞記事の紙への複写、PDF、JPEG等の電磁的複製、イントラネットやメール添付を通じた共有等となりますが、詳細は各新聞社への確認が必要です。

**利用期間は4月1日～3月31日の年間契約**となることが多く、利用料金は上記の利用形態と利用人数(共有部数)を勘案して決定されることが多くなっています。

※**外部への提供(SNSに記事を掲載する行為等)は、原則としてクリッピング契約には含まれず、すべて事前申請による新聞社の許諾取得が必要です。**

## ご参考 官庁内で想定される複製利用(実態調査より)

- 所管案件に係る報道を会議やレクで幹部に報告する際に新聞記事等を資料として使う。(その前提として普段から所管案件に関する報道記事を収集し、局・課内の事前会議等の必要な時に使えるようにする。)
- 幹部に報告する際に使う新聞記事を局・課内にメール添付(電磁的複製したうえで)で共有したり、紙コピー(複写したうえで)を共有したりする。
- 新聞記事の紙コピーを案件ファイルや収集情報ファイルに保管する。

## ご参考 新聞社やJRRCから許諾を受けた場合にできること

スライド3で著作権侵害となってしまう③以降の行為(⑧を除く)は、新聞社やJRRC(=新聞社から複製権等の権利の委託を受けている)からの許諾を得ることで可能となるものが増えます。

③ ①または②の新聞の記事をコピーした

④ ①または②の新聞の記事をPDFやJPEG形式で複製して保存した

☞ 許諾の範囲(複製部数等)で可能となります

⑤ インターネット上の新聞の記事をPCやスマホでスクショ、コピペした

☞ 新聞電子版の複製を認めている場合とそうでない場合があるので確認が必要(JRRCの許諾では全国紙5紙のみが指定した条件の範囲内で可能となっています)

デジタル著作物複製オプション([https://jrcc.or.jp/optional\\_services/](https://jrcc.or.jp/optional_services/))

⑥ ④または⑤で保存したデータを同僚にメールで共有した

⑦ ④または⑤で保存したデータを職場のイントラネットで共有した

☞ JRRCの許諾の範囲では④は可能、⑤は全国紙5紙のみが指定した条件の範囲内で可能となっています。新聞社のクリッピング契約の場合は新聞社によって条件が異なりますので確認が必要です

## ご参考 新聞社やJRRCから許諾を受けた場合にできること

⑧ ③でコピーした新聞記事をドッチファイルにファイルした

☞ 許諾を受けて紙にコピーした新聞記事を保管することは可能です

⑨ ⑥や⑦で共有した新聞記事のデータをPCやイントラネット上に保管した

☞ 保管期限がありますので、その期間内での保存は可能ですが、期限を超えたら削除する必要があります  
また、保管期間中も新聞社のクリッピング契約やJRRCの許諾の範囲を超えて共有されないようPWなどで適切に管理される必要があります

⑩ ⑧または⑨で保管していた新聞記事(のデータ)を組織外の方に共有した

☞ 新聞社のクリッピング契約、JRRCの契約ともに外部提供は許諾の範囲外になりますので、新聞社から別途許諾を取る必要があります

## ご参考 新聞社やJRRCから許諾を受けた場合にできること (JRRCによくあるお問合せから)

○購読部署から、非購読部署に複写物は共有していいのか？

☞ JRRCの許諾の場合、複写物が許諾の範囲内(30部以内)であれば共有は可能です  
(各新聞社のクリッピング契約の場合はそれぞれの利用規約をご確認ください)

○複写または切り抜いたものを役所内の(物理的な)掲示板に掲示してもいいのか？

☞ JRRCの許諾の場合、複写物が許諾の範囲内(30部以内)であれば可能です  
(各新聞社のクリッピング契約の場合はそれぞれの利用規約をご確認ください)

なお、記事の切り抜きを掲示することは、JRRCや新聞社のクリッピング契約がなくても可能です

○複写物に閲覧人数の制限があるか？

☞ JRRCの許諾の場合、複写物が許諾の範囲内(30部以内)であれば、その複写物を回覧等で回す人数に制限はありません(電磁的複製物(PDF等)を共有する場合は40人までとなります)  
(各新聞社のクリッピング契約の場合はそれぞれの利用規約をご確認ください)

# JRRCお問合せ窓口

組織内部の複製に関するご相談・ご質問につきましては、以下の**お問合せ窓口**で受付致します。一般的な著作権（複製権・公衆送信権が中心）に関するご相談につきましても、随時受付しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。→ <https://jrrc.or.jp/kankocho/>

また、**各新聞社の問合せ先**につきましては、**(一社)新聞著作権協議会(新著協)**の**サイト掲載の連絡先一覧**をご覧ください。→ <https://www.ccnj.jp/contact.htm>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: [jrrc\\_info@jrrc.or.jp](mailto:jrrc_info@jrrc.or.jp)

<https://jrrc.or.jp/>

JRRC Q

ご清聴ありがとうございました。



## (ご参考)JRRCの管理著作物の詳細

●新聞：(一社)新聞著作権協議会(新著協\*)加盟の99紙(朝日・毎日・読売・産経等、ほぼすべての地方紙を含む合計68社)、日経4紙、専門新聞も30紙以上 \* CCNP <https://www.ccn.jp/>

●雑誌・書籍：約11万点

●著作者：約15,000人 (小説、美術、写真、イラスト、漫画等の著作者)

JRRC著作物管理データベースで検索→<https://duck.jrrc.or.jp/bibliography/search>

## (ご参考) 日本複製権センターの使用料

**JRRCの包括許諾契約**はリーズナブルな価格設定です。

※少ないご負担で、全従業員が適法に複製いただけます。

- 紙から電磁的複製を含む許諾： 従業員一人あたり年間265円
- 紙から紙の複製の許諾のみ： 従業員一人あたり年間120円

### 【従業員一人あたりの標準単価】

年間利用許諾料(包括許諾・簡易方式の場合)

許諾期間: 4月1日～翌年3月31日

(民間企業は研究費対売上費により標準単価が約10%増減する場合あり)

	電磁的複製含む	複写のみ
標準単価	@265円	@120円
最低使用料	12,000円	

### 【年間使用料シミュレーション】

従業員人数	電磁的複製を含む	複写のみ
(最低使用料)	<u>45人まで</u> 12,000円	<u>100人まで</u> 12,000円
300人	79,500円	36,000円
1,000人	265,000円	120,000円
5,000人	1,325,000円	600,000円

使用料規程は<https://jrrc.or.jp/aboutjrrc/disclosures/#a1>から確認いただけます。

# 新聞のクリッピング等とJRRCの利用許諾範囲の区分について

複製部数・利用人数(クリッピングの場合は契約により増減する)

## 新聞各社との契約により許諾される範囲

- ・クリッピング契約  
→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合 (利用頻度大)
- ・個別の許諾契約  
→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合 (いずれの契約も該当新聞社に対して個別に問合せし、適切な契約を締結する必要あり)

注：一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合

## JRRCの許諾範囲

- ・小部分、少部数、小規模の複製
- ・紙媒体のアナログ及びデジタル複製
- ・単発的な複製(利用頻度小)  
(包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能)

**!!!全従業員が複製利用可能!!!**

### POINT !

- ☑JRRC契約:  
⇒全従業員が適法に複製可能となります。
- ☑クリッピング契約:  
⇒契約した人数・部署等の条件内で適法に頻度の高い複製が可能となります。

### 少部数・小規模

アナログ複製: 30部以内  
デジタル複製: 利用者  
40名以内

### 小範囲

紙面の30%または60頁  
のいずれか少ない方

対象者 (JRRC許諾は全従業員が対象)

複製範囲  
(クリッピングの方が広い)

# 各新聞社のクリッピング契約とJRRCの利用許諾契約の重複について

1階部分(ベース部分): JRRC契約

2階部分(選択的契約): 各新聞社のクリッピング契約

- ・クリッピング契約  
→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合(利用頻度大)
- ・個別の許諾契約  
→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合

2階部分(選択的契約): 新聞各社との契約により許諾される契約⇒頻度の高い複製利用を必要な範囲でカバー

利用頻度が高い場合はJRRC許諾の範囲内でもクリッピングとなる

A新聞社  
クリッピング  
契約

B新聞社  
クリッピング  
契約

C新聞社  
クリッピング  
契約

...

他新聞社  
(新聞著作権協議会  
加盟68社(99紙)+  
日経(4紙)+日本専門新  
聞協会加盟約30社)のうち  
クリッピング契約を有する  
社との契約  
  
※クリッピング契約を有して  
いない社もあり

A新聞社  
個別許諾  
契約

B新聞社  
個別許諾  
契約

C新聞社  
個別許諾  
契約

...  
他新聞社

1階部分(ベース部分): JRRCの許諾契約⇒全従業員の複製利用をカバー

⇒企業・公官庁等の組織内における全職員によるアナログ及びデジタル複製行為のベースとなる契約(包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能)

- ・小部分(紙面の30%または60頁のいずれか少ない方)
- ・少部数(アナログ複製:30部以内)、小規模(デジタル複製:利用者40名以内)の複製
- ・単発的な紙媒体のアナログ及びデジタル複製(利用頻度小)